

毎週火・金曜日発行(但休日当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

◇ 選管告示 鳥取市議会議員の一般選挙
鳥取市議会議員の一般選挙における投票及び
開票の順序

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六十一号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第三十三条第一
項の規定に基き選挙すべき鳥取市議会議員の一般選挙を
同法第百十九条第二項の規定により、昭和三十三年十一
月二十八日執行の鳥取県知事選挙と同時にを行う。
なお、選挙すべき議員の数は三十六人である。

昭和三十三年十一月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県選挙管理委員会告示第六十二号

公職選挙法第百二十二条の二の規定により、昭和三十三年十一月二十八日執行の鳥取県知事の選挙及びこれと同時に
行う鳥取市議会議員の一般選挙における投票及び開
票の順序を次のとおり定める。

昭和三十三年十一月十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 武井正雄

鳥取県知事の選挙の投票及び開票は、鳥取市議会議員
の選挙の投票及び開票の前に行う。